

3-2-1. 法令遵守状況確認実施要領

制定日：16年 6月 1日

大学等安全衛生委員会編

担当者：安全管理者

1. 目的

労働安全衛生マネジメントシステムの基本要項には労働安全衛生関係法令の遵守が挙げられている。本実施要領は法令の遵守状況を確認するための手順として機能することを目的としている。

2. 対象

大学等安全衛生委員会が管轄する施設、組織

3. 実施方法

a. 遵守状況のチェック

- (1) 安全管理者は産業保健関連法令が遵守されているかの評価を行う。
- (2) 評価には「産業保健関係法令遵守チェックリスト」(様式 3-1-2-1)を用いる。列記されている事項の他に、各部署で特有の事項があれば下欄に追記する。
- (3) 各部署の評価担当者は評価に際して、適宜、安全衛生委員会に助言、協力を求めることができる。

以下、産業保健分野で適用される主な法令を参考に列挙する。

法律

・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・じん肺法 ・男女雇用機会均等法・作業環境測定法

政令

・労働安全衛生法施行令

省令

・労働安全衛生規則 ・鉛中毒予防規則 ・特定化学物質等障害予防規則
・事務所衛生基準規則 ・粉じん障害防止規則 ・電離放射線障害防止規則
・酸素欠乏症等防止規則 女子労働基準規則

- (4) 記載された「産業保健関係法令遵守チェックリスト」は安全衛生委員会でチェックされ、遵守がなされなかった場合、担当者は各部署に指導、助言を行う。

b. 法規改正、新施行令への対応

産業医、安全及び衛生管理者は、関連法規/通達の改正や施行の動向等について、官報、学会誌、業界紙、その他の専門紙、官庁のホームページ等を常にモニターし、改正が必要と思われた場合は、安全衛生委員会で討議する。可決された場合は、実施要領「4-1-1. 実施要領の制定・改廃事務取扱要領」に従い、逐次訂正を行う。

産業保健関係法令遵守チェックリスト

安全管理者名: _____

実施、未実施、非該当欄にそれぞれ を記入する。列記されている事項の他に、各部署で特有の事項があれば下欄に追記する。

項 目	時期	実施	未実施	非該当	備考
. 労働安全衛生法					
1. 総括安全衛生管理者					
・ 総括安全衛生管理者を選任し所轄労働基準監督署に届ける	選任後				
2. (安全) 衛生管理者					
・ 資格のある衛生管理者を選任し所轄労働基準監督署に届ける	選任後				
・ 衛生管理者は毎週 1 回以上作業場等を巡視する	週一回以上				
3. 産業医					
・ 産業医を選任し、所轄労働基準監督所に届ける	選任後				
・ 産業医は毎月 1 回以上作業場等を巡視する	月一回以上				
4. 作業主任者					
・ 有機溶剤作業主任者（講習修了者、試験研究業務を除く） ・ 特定化学物質作業主任者（同上、試験研究業務を除く） ・ X 線作業主任者（免許者） ・ 線透過写真撮影作業主任者（免許者） を選任し氏名と業務を見やすい箇所に掲示する	選任後				
5. 安全衛生委員会					
・ 安全衛生委員会が設置され、毎月 1 回以上開催する	月一回以上				
・ 衛生委員会の委員には衛生管理者、産業医を含み、議長を除く半数は労働者の代表を選ぶ					
・ 衛生委員会の記録を 3 年間保存する	3 年間				

(様式 3-2-1-1 の続き)

項 目	時期	実施	未実施	非該当	備考
6.作業環境測定(作業環境測定資格者による測定を行い、結果を評価し記録を保存する。)					
・著しい騒音を発する屋内作業場	1ヶ月以内ごとに一回				
・中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所に供されるもの	2ヶ月以内ごとに一回				
・放射線業務を行う作業場	1ヶ月以内ごとに一回				
・特定化学物質などを製造し、または取り扱う屋内作業場など	6ヶ月以内ごとに一回				
・有機溶剤作業を行う屋内作業場	6ヶ月以内ごとに一回				
・それぞれの作業環境測定の結果に対して必要な措置がとられている	適時				
・作業環境測定結果の保管が適切である	3年間または5年間				
7.健康診断					
・雇い入れ時の健康診断	雇い入れ時				
・定期健康診断 結果による保健指導。 結果の従業員への通知 結果の5年以上保存 健康診断結果の所轄労働基準監督署への報告	当大学では誕生月				
・配置替えの際の健康診断	配置替え時				
・一般健診で結核の疑いのある場合は6ヵ月後に結核健康診断を受けなければならない	雇入れ時・定期健康診断後約6ヶ月				
8.特殊健康診断					
・屋内作業における有機溶剤業務に従事する労働者には有機溶剤健康診断が必要となる	雇い入れ時、配置買え時、6ヶ月毎				
結果の5年以上の保存	5年以上				
・放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者には電離放射線健康診断が必要となる。	雇い入れ時、配置買え時、6ヶ月毎				
結果の永久保存	永久				

(様式 3-2-1-1 の続き)

項 目	時期	実施	未実施	非該当	備考
・それぞれの結果を所轄労働基準監督署に報告する					
・それぞれの健診の結果に基づいて、適正な配置、就業時間が割り当てられている	適時				
9. 救急措置					
・負傷者の手当に必要な救急器具を備える					
10. 掲示、区分表示、明示					
・有機溶剤等取り扱い職場では全ての化学物質の容器に文字、記号等で内容を明示する					
・有機溶剤等、特定化学物質取り扱い職場では、次の事項を職場に掲示する。 人体に及ぼす影響 取り扱い上の注意 中毒発生時の応急処置					
・電離放射線管理区域を標識で明示する					
・騒音区域の管理区分表示を行う					
11. MSDS (化学物質安全データシート)					
・各作業所で使用するすべての化学物質の MSDS を備え、作業者が利用しやすい場所に保管する					
・MSDS の有害性に関する情報を作業者に教育、周知する					
12. 教育					
・雇い入れ時、作業変更時には安全衛生に関する教育を行う	雇い入れ時、変更時				
・作業者を有害な業務(電離放射線管理区域など)につかせるとき、安全衛生に関する「特別の教育」を行う 受講者、科目の記録を 3 年間保存する	配置変え時				
・新たな監督者になったものに対して、安全衛生に関する教育を行う	就任時				

(様式 3-2-1-1 の続き)

項 目	時期	実施	未実施	非該当	備考
14. 保護具					
・有機溶剤、特定化学物質取り扱い作業に従事させるときには、十分防御性能を持った保護具を着用する					
・防じんマスク、防毒マスクは厚生労働大臣の型式認定を受けたものを使用する					
15. 換(排)気装置					
<p>・有機溶剤、特定化学物質、粉じんを使用する屋内作業場では密閉化、適切な性能の局所排気装置(ドラフトチャンバーなど)、プッシュプル型換気装置の何れかを設置する</p> <p>有機溶剤(ガス状の特化物を含む)場合、局所排気装置の制御風速は次のように保つ。</p> <p> 囲い式フード:0.4m/s 以上</p> <p> 外付け式フード:0.5m/s 以上</p> <p>粉じん(粒子状の特化物を含む)場合、局所排気装置の制御風速は次のように保つ。</p> <p> 囲い式フード:0.7m/s 以上</p> <p> 外付け式フード:1.0m/s 以上</p>					
・一年ごとに一回、局所排気装置を自主点検し、その記録を3年間保存する	設置、変更、移転時				
16. 計画の届出					
・粉じん、有機溶剤、特定化学物質、放射線装置、中央管理方式による空調等に係る、製造装置、発生装置、排気装置、換気装置、発散防止装置等の設置、移転、変更を行うときは所轄労働基準監督署に届ける。					

(様式 3-2-1-1 の続き)

項 目	時期	実施	未実施	非該当	備考
17. 作業場の設備					
<p>・屋内作業場は次の基準を満たす。 気積(高さ 4m 以下の空間容積)は、 作業者一人あたり 10m³ 以上 開放できる窓の面積は床面積の 20 分の 1 以上 一酸化炭素 50ppm、二酸化炭素 5000ppm 以下 休憩設備、就寝設備、休養室、休憩 室、男女用便所等を規定に従い備 える。 日常清掃及びびねずみ、昆虫防除を 1 回/6 月以上 照度を適切に保つ(屋外にいても適 用) 精密作業: 300Lux 以上 普通の作業: 150Lux 以上 粗な作業: 70Lux 以上 高所作業: 必要な照度</p>					
<p>・有機溶剤の貯蔵庫等は鍵のかかる設備 とする</p>					
18. 作業管理					
<p>・放射線業務の従事者、及び管理区域に 一時的に立ち入る作業者の被曝線量当 量をフィルムバッジ等で測定する</p>					

